

第 章 プランの策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 プランの位置づけ・策定方法・期間
- 3 芸術文化振興の目的
- 4 芸術文化の定義

1 策定の趣旨

荒川区では、平成 21 年（2009 年）6 月、区として最初の芸術文化振興計画である「荒川区芸術文化振興プラン」を策定しました。この計画は、「芸術文化をすべての区民に、未来に向けて荒川区の文化力を高める」ことを施策体系の柱に据え、区における芸術文化施策の方向性や総合的な取組等を定めたものです。

2 回の改定を経て、「荒川区芸術文化振興プラン[第三次]」（以下、「第三次プラン」という。）期間中に発生した世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、世界規模での人・物の動きや経済活動の停滞のみならず、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期など、あらゆる分野に及び、芸術文化分野にも大きな影響を与えました。

東京都では計 4 回の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、リバウンド防止措置等の発出により、文化イベントの中止や延期、観客数の制限など、活動が大きく制限され、人々に外出自粛が求められる中、「不要不急」という言葉が芸術文化に向けられるなど、芸術文化活動に携わる人々にとって非常に厳しい状況が続いてきました。

一方で、コロナ禍における未曾有の困難と不安の中、芸術文化は人々に安らぎや希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識されたとともに、新しい生活様式のもとでのデジタル化の進展により、芸術文化活動においてもデジタル技術を活用する試みも多く生まれています。

この度策定する「荒川区芸術文化振興プラン[第四次]」（以下、「第四次プラン」という。）は、コロナ禍により大きく変化した社会状況や、これまでの計画の推進状況から見えた課題等に基づき、第三次プランを継承しつつ、内容を見直し、今後の区の芸術文化施策の方向性や具体的な取組等を定めるものです。コロナ禍を経験した新しい生活様式のもとで、区の芸術文化の再生を図る重要な時期であり、区民、芸術文化団体、大学や関係機関など、芸術文化に関わるあらゆる人々と連携・協力し、荒川区の芸術文化振興の推進に取り組んでまいります。

2 プランの位置づけ・策定方法・期間

(1) プランの位置づけ

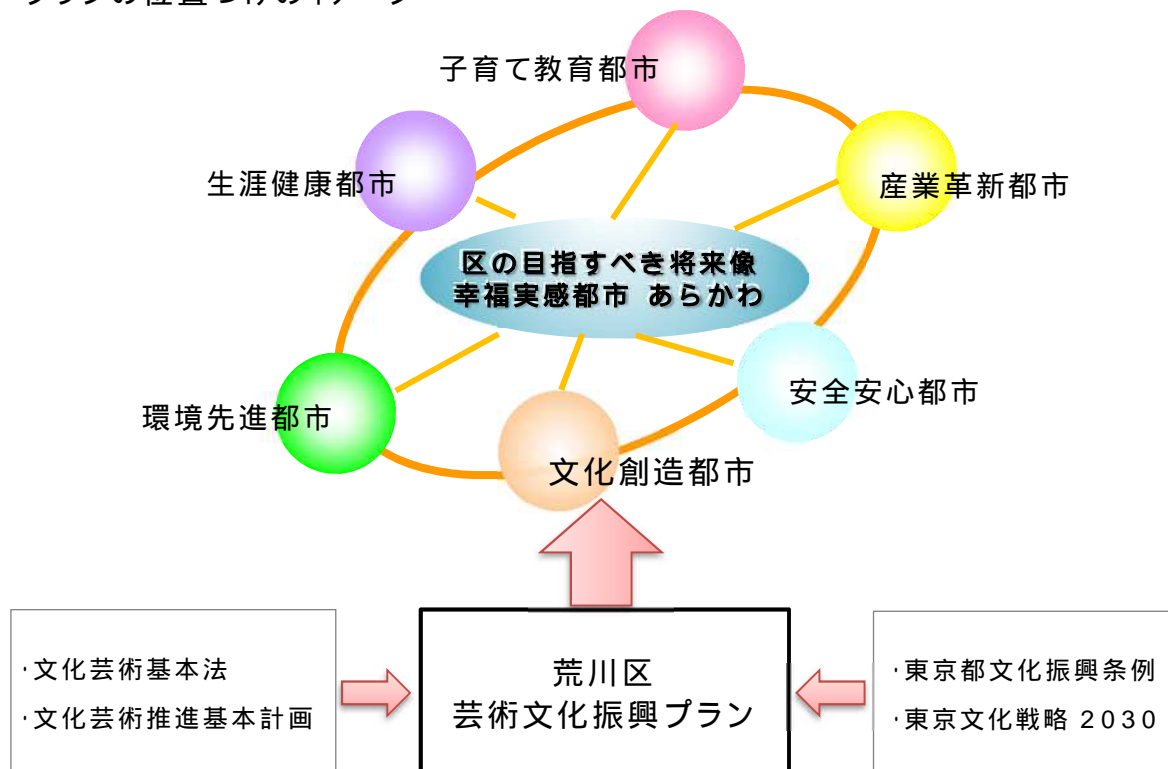
荒川区では、平成 19 年（2007 年）3 月に策定した「荒川区基本構想」において、区の目指すべき将来像を「幸福実感都市あらかわ」とし、物質的な豊かさや経済効率だけを重視するのではなく、心の豊かさや人と人との繋がりを大切にしながら、区民一人一人が真に幸福を実感できるまちづくりを進めています。

また、区の将来像を支える「6つの都市像」を定め、「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて、区のあらゆるセクションが一丸となり、様々な施策を実施しています。

この6つの都市像のひとつである文化創造都市は、歴史や伝統文化の継承と新しい文化の創造とが多彩に調和し、地域に息づく連帯感や助け合い・見守り合いの心、下町らしい人情あふれるコミュニティ等をいかして、地域の連携と協働が活発に行われるまちです。

区は、区の基本構想及び基本計画、実施計画において、文化創造都市の実現に向け、「伝統文化の継承と都市間交流の推進」及び「活気ある地域コミュニティの形成」に取り組むこととしています。第四次プランは、これらの計画に基づき、区における芸術文化振興に向けた方向性を示すものとして策定するものであり、芸術文化の視点から、荒川区の将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現に寄与する役割を担います。

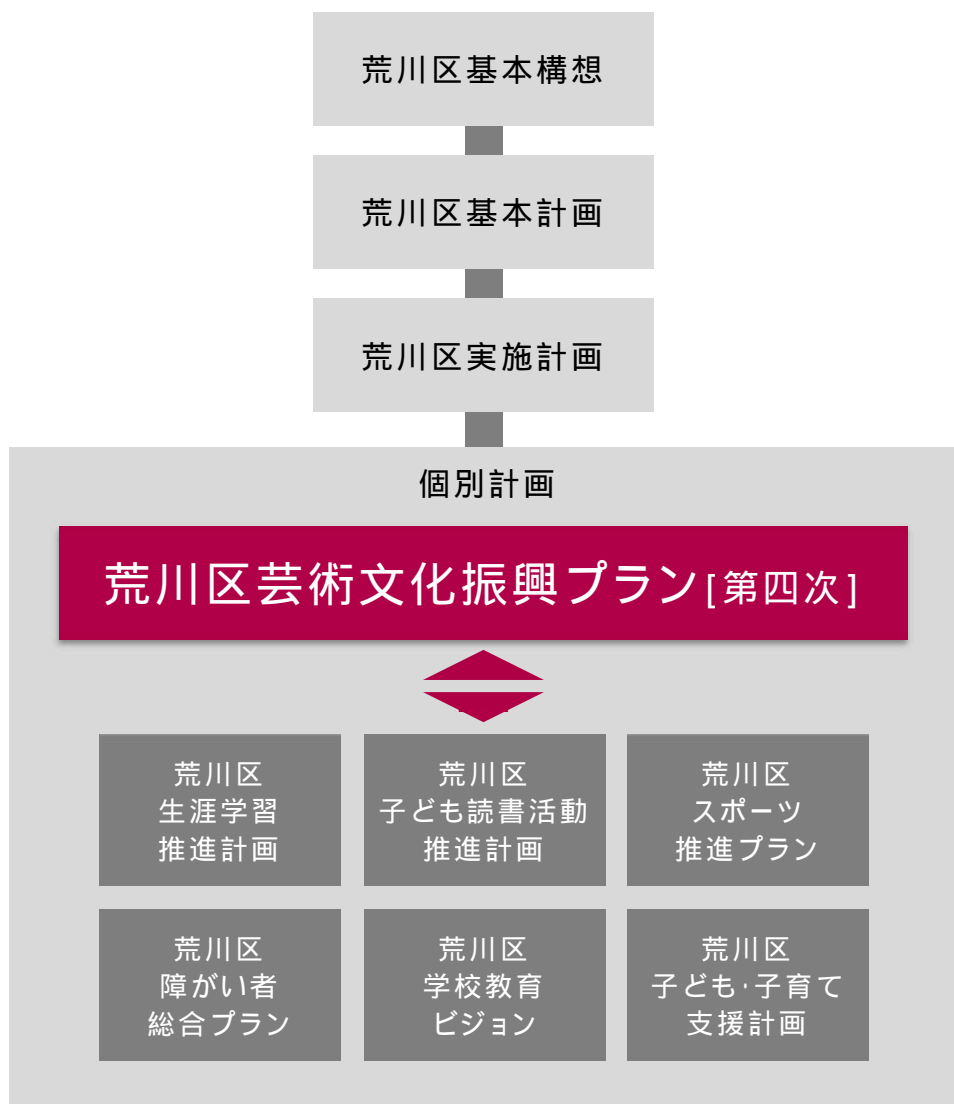
プランの位置づけのイメージ



また、区が策定する生涯学習推進計画、子ども読書活動推進計画、スポーツ推進プラン、障がい者総合プラン、学校教育ビジョン、子ども・子育て支援計画（令和7年度から（仮称）子ども計画）など、芸術文化に深く関わる他分野の計画と整合性のあるものとするとともに、産業や子育てなどの分野及び関係各課との連携した取組体制を構築することにより、効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

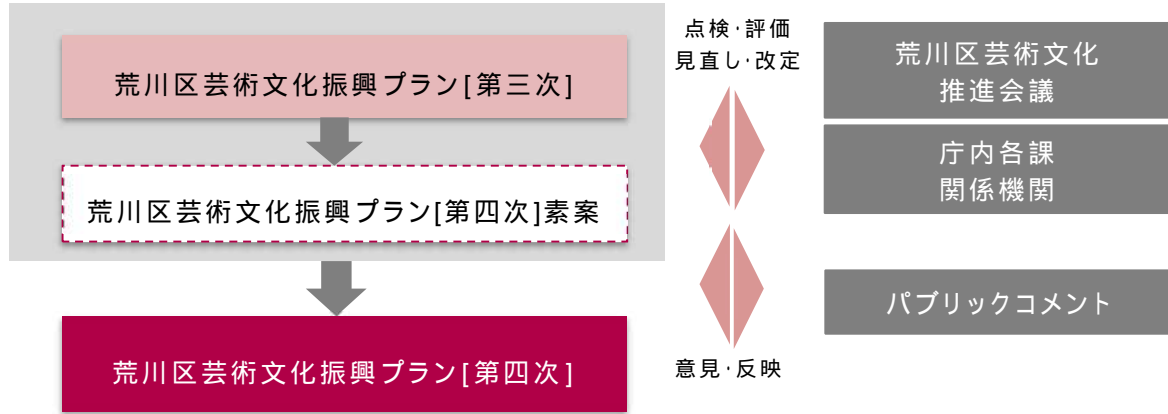
さらに、第四次プランは、国による芸術文化政策の基盤となる「文化芸術基本法」（平成29年（2017年）6月改正）及び「文化芸術推進基本計画（第2期）」（令和5年（2023年）3月閣議決定）を踏まえた地方文化芸術推進基本計画として策定するとともに、国及び東京都が推進する芸術文化関連事業との役割分担を図ります。

基本構想、基本計画、実施計画等との相関図



(2) プランの策定方法

第四次プランは、第三次プランにおける施策の達成状況の点検・評価内容を踏まえて、計画の内容を見直し、パブリックコメントによる区民からの意見を反映し、改定を行いました。



(3) プランの期間

本プランの計画期間は、令和 6 年(2024 年)度から令和 10 年(2028 年)度までの 5 か年とします。また、このプランは、芸術文化を取り巻く環境の変化や施策の進展、基本構想や基本計画等の改定等を踏まえて、見直しを図ります。

	H19 ~ 2007 ~	H21 ~ 25 2009 ~ 2013	H26 ~ 30 2014 ~ 2018	R1 ~ R5 2019 ~ 2023	R6 ~ R10 2024 ~ 2028
基本構想	おおむね 20 年後の将来像				
基本計画	前期基本計画 (H19 ~ H28)		後期基本計画 (H29 ~ R8)		
実施計画	4 年	3 年	3 年	4 年	3 年
芸術文化 振興プラン		第一次 H21 ~ 25	第二次 H26 ~ 30	第三次 R1 ~ R5	第四次 R6 ~ R10

3 芸術文化振興の目的

芸術文化は、年齢や性別、国籍や障がいの有無等にかかわらず、だれもが創造性を育み、表現力を高めるだけでなく、心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌、心豊かな社会を形成する上で欠くことのできない大きな価値をもっています。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が多くの人に行動変容を迫る困難にあっ
て、芸術文化は安らぎや希望をもたらす重要な存在としてその価値が改めて認識されました。

芸術文化振興施策においても、芸術文化の固有の意義と価値を尊重した上で、教育、観光・産業、まちづくり、環境、福祉の各関連分野における施策との有機的な連携を図りながら一層の推進を図る事が大切です。

こうした視点を踏まえて、区における芸術文化振興の目的は、基本構想で示した6つの都市像のひとつである文化創造都市の実現を図るとともに、芸術文化の持つ様々な力により、他の5つの都市像と連携して区民の「幸福実感」を高めることにあります。

また、ふるさと荒川区への郷土愛を育むとともに、多彩な地域資源など、荒川区の素晴らしさを区内外に発信し、「荒川区の魅力」を更に高め、現在から未来にわたり区民が誇りとする荒川区をつくることにあります。

4 芸術文化の定義

第四次プランにおける芸術文化の定義は、第一次から第三次の荒川区芸術文化振興プランで示した「芸術文化」の定義を、次のとおり引き続き用いることとします。

平成 13 年(2001 年)に文化芸術振興基本法が制定されて以降、幅広い意味での文化活動・芸術活動を包含する用語として、「文化芸術」という言葉が多く使われています。また、平成 29 年(2017 年)に改正された文化芸術基本法では、第 8 条から第 14 条に、この法律が対象とする「文化芸術」の範囲について記しています。

荒川区では、これらを踏まえた上で、法律で記された「文化芸術」と同義の言葉として、従来から使用してきた「芸術文化」という用語を使うこととします。

第四次プランにおける「芸術文化」は、生活文化、伝統文化、芸能、民俗文化、年中行事、デザイン、ファッションやメディア芸術などを含み、音楽、演劇、舞踊、美術、文学などジャンルを限定することなく、また、国内外いずれの地域にもとらわれない幅広い概念として捉えることとします。荒川区では、芸術と多様な文化が等しくまちに溶け込んで、区民が支えてきた経緯があると考えます。

< 参考 > 文化芸術基本法による「文化芸術」の範囲

第 8 条: 文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)

第 9 条: 映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)

第 10 条: 雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

第 11 条: 講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能

第 12 条: 生活文化(茶道, 華道, 書道, 食文化その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁, 将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等

第 13 条: 有形及び無形の文化財並びにその保存技術

第 14 条: 各地域における文化芸術の公演, 展示, 芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

